

令和2年9月定例会 経済委員会（事前）

令和2年9月7日（月）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

南委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時37分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】

なし

【報告事項】

- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について（資料1）

脇田労働委員会事務局長

今定例会で御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際1点、御報告を申し上げます。

お手元の報告資料1ページを御覧ください。

1の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

個別的とは、労働組合と使用者の紛争ではなく、個々の労働者と使用者の紛争でございます。

この表は、個別的労使紛争解決サービスに係る本年4月1日から8月末までの運用状況でございます。

表の一番上の欄、相談の件数は79件となっており、その下の欄、あっせん申請は5件となっております。

それより下の欄はあっせん申請の内訳となっており、申請のありました5件のうち、終結したものが4件、現在係属中のものが1件となっております。終結した4件につきましては全てが打切りとなっており、その終結状況別は、相手方の不応諾によるものが3件、合意に至らずに不調となったものが1件となっております。

また、相談の内容につきましては、パワーハラスメントや嫌がらせに関する相談が最も多く、次いで、解雇に関する相談、賃金未払に関する相談の順となっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

北島委員

先ほど御報告いただいた件について、詳細を教えてくださいたいと思います。御報告がありました4月1日から8月31日の間に相談が79件、あっせんが5件。あっせんのうち4件が終結。進行している係属中の1件は別として、終結した4件のうち3件が不応諾、1件が不調となっておりますが、この4件の状況について詳細を教えてくださいませんか。

倉橋調整課長

北島委員から、あっせんが終結した4件の状況につきまして御質問いただきました。

4件すべてが打切りという形になっておりますけれども、まずは不応諾となりました3件についてでございますが、申請側と相手側の事実認識が全く異なっておりまして話合いに応じる余地はないといったような理由、それから事前に弁護士等の専門家と法的な検討をしており、裁判所による解決で対応すると方針を決めていたことによって、あっせんの場への参加を承諾いただけなかったというものがございました。

それから、不調になった1件でございますが、あっせん員が間に入りまして双方と折衝し意向の打診、対立の解きほぐしなどを行い、解決に向かうよう努めたところでありましたけれども、双方の主張に隔たりが大きくて歩み寄りが一向に見られないということで、これ以上あっせんを継続することは困難で不調になった案件でございます。

北島委員

労働委員会の制度の限界もあると思いますけれども、打切りとなったこの4件についてはその後どう対応されているのか教えてください。

倉橋調整課長

打切りとなった4件のその後の状況についての御質問でございます。

打切りとなりましたら、制度的には労働委員会としての関与は終了となる形ではございまして、その後の状況調査は実施していないところではございますが、他の救済制度の利用や関係者等からの側聞など、可能な範囲におきまして状況を把握するように心掛けております。

なお、今回打切りとなりました4件のうち3件について、裁判所での解決を求めて現在準備しているとお聞きしております。

北島委員

昨今、企業としても労働者としても非常に大きな影響がある新型コロナウイルス感染症ですが、この影響での相談は79件のうち何件ありましたか。

### 倉橋調整課長

新型コロナウイルス感染症関連での相談件数の御質問でございますけれども、労働委員会に寄せられました労働相談79件のうち、新型コロナウイルス感染症を起因とする相談につきましては6件でございます。

現時点におきましては相談件数が少ない状況でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済情勢の悪化が長引けば、雇用情勢も悪くなるということは懸念されますので、新型コロナウイルス感染症の影響を起因とする相談が今後増加してくるかと考えております。

相談があった場合には、丁寧に対応するとともに労使トラブルの解決につながるよう調整に努めてまいりたいと考えておりますし、何よりも労働委員会が労使トラブルの解決に向けた活動を行っている機関ということにつきまして、引き続きしっかり県民の皆様にPRし、不安解消につなげてまいりたいと考えております。

### 北島委員

先ほども御説明いただいたとおり、労働委員会のこういったあっせん調整は強制力がないということは承知しておりまして、また相手側に参加の意向がなければ仕方がないというところがございますけれども、一つでも紛争解決につなげるよう、いろいろと工夫して取り組んでいただきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の関係で、本当に各企業も労働者も思っている以上に影響が長引いている、大きくなっているというような状況でありますので、相談も増えてくるということも見込まれておりますが、その際にはきちんと対応していただきたいと思いますようお願いをさせていただきます。

### 西沢委員

先ほどは相談79件のうち新型コロナウイルス感染症関係が6件と言いましたが、例年の4月1日から8月31日まではどういったものですか。新型コロナウイルス感染症関連の6件を除いた場合ではどうなのですか。

### 倉橋調整課長

昨年度の同時期は相談件数が84件ということで、新型コロナウイルスの6件はございますが、ほぼ同じような傾向かと考えております。

### 西沢委員

相談、あっせん申請ですけれども、相談の内容によってはその場で終わるのが多いのですか。内容的にはどういうものが多いのですか。

### 倉橋調整課長

相談で、その後の発展と申しますか、その場で終わる相談が多いのかという御質問でございますが、相談の多くは電話相談でして、最近では制度的な質問、労働委員会で所管できないものもございまして他の機関を御紹介するような案件、あるいはお話を聞きする

ことによって安心していただいて御本人で解決に向かうというようなことが多い状況でございます。

西沢委員

労働委員会の役割をもう一回教えてください。

倉橋調整課長

労働委員会の役割ですが、まずは労働者と使用者の労働紛争の解決を行うために調整を行っており、あっせん、調停、仲裁の三つの制度がございます。今はほぼあっせんでの調整が多いという形にはなっております。また、調整のほかに不当労働行為での審査などの形がございます。

西沢委員

地方労働委員会から中央労働委員会へ上がった案件はどのぐらいありますか。余りないのでですか。

金澤審査課長

不当労働行為の審査につきまして、不服があった場合は中央労働委員会に再審査の申立てができるようになっております。平成22年以降の10年間について申し上げますと、不当労働行為の処理件数が11件ほどあったのですけれども、うち再審査の申立てが3件ありました。

西沢委員

裁判所に提起するというのもありますよね。地方労働委員会で話し合いができなかった場合には裁判所に即提起することは可能なのですか。それとも、中央労働委員会に申立てをしてから裁判所に提起するのですか。

金澤審査課長

徳島県労働委員会が行った命令につきまして不服があった場合、二通りの方法がありまして、一つは先ほど申し上げたように中央労働委員会に再審査の申立てをする方法があります。もう一つは行政訴訟ということで、いきなり徳島地方裁判所に取消訴訟を提起することも可能です。

一方、中央労働委員会に再審査の申立てを行い、不服があった場合は、こちらと同じく取消訴訟を行うことができるようになっております。

西沢委員

中央労働委員会の審査をやってもらうのと裁判で決着を付けるという、両方を並行してやる場合もあります。それはいいのですけれども、地方労働委員会の効果です。先ほどの調停など両者を説得する力がどれだけあるのかということを見ていく必要があるのですが、そのあたりがよく分かりません。

使用者と労働者の両方の立場に立って行うのが労働委員会です。そういうことは分かっているのだけれど、現実的には労働者側に立っている場合が多いです。そういう感じがします。委員の内容からしても、多分そうなのではないかと思えますけれども、問題は新型コロナウイルス感染症の関係がどんどん増えてくるという中で、本当に使用者も労働者も困っているという中では、両方の立場に立ってしっかりと物事を解決する、調整していくことが一番大切だと思うのです。両方の話を聞いてうまくまとめていってあげるという立場に立って、そういうことができるような地方労働委員会であってほしいということでもよろしくお願ひします。もう答えは要りません。

脇田労働委員会事務局長

我々労働委員会でございますけれども、委員会という名称のごとく、中立、公正ということをやっております。委員についても、労働者委員、公益委員、使用者委員とそれぞれ5名ずつを配置して、公正、中立であるということは明確に申し上げたいと思います。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時53分）